

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第4号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号を次のように改める。

(12) 夜間医療・看護等手当

第9条第1項及び第4項第5号中「医師」の次に「及び歯科医師」を加える。

第11条第1項中「の休日」の次に「(以下これらの休日を「休日等」と総称する。)」を加える。

第14条の見出しを「(夜間医療・看護等手当)」に改め、同条第1項中「夜間看護等手当」を「夜間医療・看護等手当」に改め、「勤務する」の次に「医師、」を、「行われる」の次に「医療、」を加え、同条第2項中「次に掲げる」を「その勤務1回につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第2号中「勤務1回につき」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号中「准看護師」の次に「次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額」を加え、同号ア及びイ中「勤務1回につき」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 医師 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 正規の勤務時間のうち深夜に4時間以上従事した場合 12,000円

イ 正規の勤務時間のうち深夜に4時間未満従事した場合 6,000円

第14条第3項中「前項第1号の規定を」を「前項第2号の規定を」に、「前項第1号の規定に」を「同号の規定に」に改める。

第15条第1項第1号を次のように改める。

(1) 月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時（午後5時から引き続き勤務を命ぜられた場合にあつては、当該勤務時間の終了時刻）まで以外の時間帯（以下「特定時間帯」という。）に行った救急診療業務（第3号に掲げる

業務を除く。)

第15条第1項第2号中「宿日直勤務における」を削り、「診療業務」を「次に掲げる業務」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定時間帯に行う初期診療業務

イ 当該患者の主治医となって行う診療業務

第15条第1項第3号中「含む。）」の次に「及び宿日直時間」を加え、「前2号に掲げる業務及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 救急車で搬送された救急の外来患者に対し、特定時間帯に行う診療業務

第15条第2項各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号中「宿日直勤務」を「勤務」に、「15,000円」を「12,000円」に改め、同項第2号中「前項第2号」を「前項第2号ア又はイ」に、「5,000円」を「2,500円」に改め、同項第3号中「10,000円」を「7,500円」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前項第4号に掲げる業務 業務1回につき 2,500円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、施行日以後に開始する正規の勤務時間による医療、看護等の業務について適用する。

3 施行日前に宿日直勤務を開始した医師の救急勤務医手当については、なお従前の例による。